

低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)申請書

給付金の申請をされる方(児童扶養手当の支給要件に該当する方)の氏名(フリガナ)、性別、生年月日、住所、電話番号を記入してください。

個人番号(マイナンバー)を記入してください。(12桁)

該当箇所にチェックを入れ、受給している年金の種類を記入し、基礎年金番号、年金コードを記入してください。

★本人確認書類を提出してください。
★「簡易な収入額の申立書(申請者本人用)【公的年金給付等受給者】」及び収入額(令和3年中)のわかる書類を提出してください。

令和5年3月分の児童扶養手当の支給要件に該当する(給付金の対象となる)児童の氏名(フリガナ)、続柄、性別、障害の有無、生年月日、同居・別居の別、別居の場合は、住所を記入してください。
※令和5年3月以後に生まれた児童や平成16年4月1日以前に生まれた(障害の状態にある児童は、平成15年2月以前生まれ)児童は、対象外になりますので記入しないでください。

同居する配偶者又は申請者と生計を同じくする(養育者の場合は、その方の生計を維持している)扶養義務者の氏名、公的年金受給の有無を記入してください。

支給市区町村
西脇市長 様

申請年月日を記入してください。

市
受付印

※日中連絡が取れる携帯電話等の番号を記入してください。

裏面の【誓約・同意事項】に誓約・同意の上、

1. 申請者

氏名(フリガナ)		性別	生年月日	現住所
ニシワキ ハナコ		女	昭和62年1月1日	西脇市下戸田128番地の1
西脇花子			電話 050(0795)3111	
個人番号(マイナンバー)		1000001234567		
公的年金受給状況		基礎年金番号 年金コード	児童の父又は母の死亡による遺族補償の受給状況	
<input checked="" type="checkbox"/> 受けることができる(種類: 遺族基礎・厚生年金) <input type="checkbox"/> 支給停止(種類:) <input type="checkbox"/> 受けることができない		4214 043521 1450	<input type="checkbox"/> 受けることができる(種類:) <input type="checkbox"/> 支給停止(種類:) <input checked="" type="checkbox"/> 受けることができない	

※「公的年金」とは、「遺族年金(遺族基礎年金、遺族厚生年金及び遺族共済年金を含む。）」、「老齢年金(老齢基礎年金、老齢厚生年金及び退職共済年金を含む。）」、「障害年金(障害基礎年金、障害厚生年金及び障害共済年金を含む。）」、「母子年金」、「恩給」等をいいます。
※「受けることができる」とは、現に受けているとき、申請中であるとき又は申請すれば受けることができる状態にあるときをいいます。

2. 監護等児童

令和5年2月28日時点で児童扶養手当の支給要件に該当する児童について記載してください。

No.	氏名(フリガナ)	続柄	性別	障害の有無	生年月日	同居・別居の別	住所(別居の場合のみ記入)
1	ニシワキ タロウ 西脇太郎	子	男	無	H27年5月1日	同居	
2	ニシワキ ハルコ 西脇春子	子	女	無	H30年4月1日	同居	
3	★児童扶養手当の支給要件を確認できる書類(戸籍謄本等)を提出してください。						
4					年 月 日		
5					年 月 日		

※「監護等」とは、児童扶養手当の受給資格者が母の場合には監護すること、父の場合には監護し、かつ生計を同じくすること、養育者の場合には養育することをいいます。
※18歳到達後最初の3月31日が令和5年3月31日以降である児童又は令和5年3月時点において障害の状態にある20歳未満の者が対象です。
※「障害」とは、児童扶養手当法施行令第1条第1項に定める障害の状態をいいます。なお、障害の状態を確認するため、特別児童扶養手当証書等を添付してください。

3. 配偶者及び扶養義務者

同居する配偶者又は生計を同じくする扶養義務者等がいる場合は記入してください。

配偶者/扶養義務者	氏名	公的年金受給の有無
配偶者		有・無
扶養義務者	西脇 一郎	<input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無
扶養義務者		有・無

★「簡易な収入額の申立書(扶養義務者用)【公的年金給付等受給者】」及び収入額(令和3年中)のわかる書類を提出してください。

※扶養義務者とは、申請者と生計を同じくしている(又は申請者が養育者である場合には申請者の生計を維持している)申請者の父母、祖父母、子、孫等の直系血族をいいます。

4. 申請額

対象児童数	2 人	申請額	100,000 円
-------	-----	-----	-----------

※給付金の対象児童の人数を記入してください。対象児童の人数は「2. 監護等児童」に記入された児童の人数になります。
※申請額は、対象児童1人当たり一律50,000円となります。(例)対象児童数3人の場合: 50,000円 × 3人 = 150,000円

(次ページも必ずご確認ください。)

給付金の対象児童数、申請額(児童1人当たり50,000円)を記入してください。
児童数は、上記、「2. 監護等児童」に記入された児童数になります。

5. 児童扶養手当の支給要件 (令和5年3月分の児童扶養手当の支給要件に該当しているかについて確認するため、次のいずれかに該当する児童を監護等しているかについて、該当する項目のチェック欄(□)に『✓』を入れてください。)
 ※既に、児童扶養手当の受給資格について都道府県等の認定を受けている場合は不要です。

児童扶養手当の支給要件について、該当する要件にチェックを入れてください。

支給要件	
<input type="checkbox"/>	父母が婚姻(法律婚)を解消した児童
<input type="checkbox"/>	父母が婚姻(事実婚)を解消した児童
<input checked="" type="checkbox"/>	父又は母が死亡した児童
<input type="checkbox"/>	父又は母が障害の状態にある児童
<input type="checkbox"/>	父又は母の生死が明らかでない児童
<input type="checkbox"/>	父又は母が引き続き1年以上遺棄している児童
<input type="checkbox"/>	父又は母がDV被害に関する保護命令を受けた児童
<input type="checkbox"/>	父又は母が引き続き1年以上拘禁されている児童
<input type="checkbox"/>	母が婚姻によらないで懐胎した児童

※「障害」とは、児童扶養手当法施行令第1条第2項に定める障害の状態をいいます。「父又は母が障害の状態にある児童」を支給要件として申請される場合は、障害の状態を確認するため、障害年金に係る年金証書等を添付してください。
 ※「遺棄」とは、父又は母が児童と同居しないで監護義務を全く放棄している場合をいいます。

給付金の受取方法を記入してください。

6. 受取方法 (希望する受取方法のチェック欄(□)に『✓』を入れて、必要事項を記入してください。)

ア 公金受取口座(原則、1. の申請者の口座とします。)への振込みを希望

※マイナポータル等から公金受取口座の登録が必要
 ※振込先金融機関口座確認書類の添付は不要

イ 指定の金融機関口座(原則、1. の申請者の口座とします。)への振込みを希望

※振込先金融機関口座確認書類を添付してください(下欄を確認してください)。

給付金受取口座の金融機関名、支店名、普通・当座預金の別、口座番号、口座名義(フリガナ)を記入してください。

【受取口座記入欄】

金融機関名	支店名	分類	口座番号 (右詰めでお書きください。)	口座名義(フリガナのみ) ※「申請者」名義に限る。 ※通帳の表記に合わせてください。
三井住友	西脇	普通 当座		ニシワキ ハナコ

※ゆうちょ銀行を選択された場合は、「振込用の店名・預金種目・口座番号(7桁)」(通帳見開き下部に記載)をご記入ください。
 ※長期間入出金のない口座を記入しないでください。

ウ 窓口での現金支給を希望

※金融機関の口座がない方、金融機関から著しく離れた場所に住んでいる方など、どうしても口座による受取ができない方のみが対象となります。

★「イ 指定の金融機関口座」への振込みを希望された方は、口座確認書類(預金通帳等の写し)を提出してください。

【誓約・同意事項】(各項目のチェック欄(□)に『✓』を入れてください。)

- 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)(以下「給付金(ひとり親世帯分)」という。)の支給要件に該当します。
- 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)を受給していません。また、支給決定されていません(受給していた場合には、給付金(ひとり親世帯分)を返還します。)
- 給付金(ひとり親世帯分)の支給要件の該当性等を審査等するため、市が必要な住民基本台帳情報、税情報や公的年金情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。
- 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- 市が支給決定をした後、申請書の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、令和6年3月31日までに、市が申請者に連絡・確認できない場合に、給付金(ひとり親世帯分)が支給されないことに同意します。
- 給付金(ひとり親世帯分)の支給後、この申請書の記載事項について虚偽であることが判明した場合や給付金(ひとり親世帯分)の支給要件に該当しないことが判明した場合には、給付金(ひとり親世帯分)を返還します。
- 既に他の都道府県等で給付金(ひとり親世帯分)を受給していた場合には、給付金(ひとり親世帯分)を返還します。

誓約・同意事項をご確認の上、各項目にチェックを入れてください。

提出書類

申請に必要な提出書類を確認し、提出してください。チェックは不要です。

- 『低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)申請書』(本書)
※必要事項をご記入ください。
- 『申請者本人確認書類の写し(コピー)』
※申請者の運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード(表面)、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し(コピー)を添付してください。
- 『受取口座を確認できる書類の写し(コピー)』(※「6. 受取方法」で「イ」を選択した場合に限る。)
※通帳やキャッシュカードの写し(コピー)など、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人を確認できる部分の写し(コピー)を添付してください。
- 『児童扶養手当の支給要件を確認できる書類』
※戸籍謄本又は抄本を添付してください(既に、児童扶養手当の受給資格について都道府県等の認定を受けている場合は不要です。)(「2. 監護等児童」及び「5. 児童扶養手当の支給要件」において、障害の状態を確認する必要がある場合は、確認するための書類を添付してください。)
- 『簡易な収入(所得)額の申立書』
※申立てを行う収入(所得)に係る給与明細書、年金振込通知書等の収入額が分かる書類を添付してください。

公金受取口座
未登録の方

マイナンバーカードがあれば、マイナポータルから簡単に公金受取口座を登録いただけます。登録は給付金の支給要件ではありません。

「公金受取口座」の概要及び登録はこちら



(公金受取口座制度とは)

国民の皆さまが給付金等の受取のための口座をデジタル庁に登録いただく制度です。今後の緊急時の給付金等の申請において、申請書への口座情報の記載や通帳の写しの添付等が不要になります。